別表六（十二の三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する内国法人が租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　各過去適用事業年度等（租税特別措置法第42条の４第13項に規定する過去適用事業年度等をいう。以下この号において同じ。）における次に掲げる欄の記載に当たつては、当該各過去適用事業年度等において同条第８項第４号（同項第10号の規定により読み替えて適用する場合及び同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとした場合に次に掲げる欄の区分に応じそれぞれ次に定める金額又は割合として計算される金額又は割合を記載すること。この場合において、その金額又は割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

⑴　「試験研究費基準額　⑴」の欄　別表六（八）付表「17」又は別表六（九）付表「15」の金額

⑵　「法人税額基準額　⑵」の欄　別表六（八）付表「22」又は別表六（九）付表「21」の金額

⑶　「控除分配割合　⑾」の欄　別表六（八）付表「24」又は別表六（九）付表「23」の割合

⑷　「特別試験研究費基準額　⑮」の欄　別表六（十二）付表「７」の金額

⑸　「法人税額基準額　⑯」の欄　別表六（十二）付表「10」の金額

⑹　「控除分配割合　㉕」の欄　別表六（十二）付表「12」の割合

3　当該内国法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

⑴　「調整税額控除可能額（(1)と((2)－(3))のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）　⑷」及び「調整税額控除可能額（(15)と((16)－(17))のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）　⑱」の各欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号において同じ。）に添付された別表六（十二の三）「４」及び「18」の金額を、それぞれ記載すること。

⑵　「既取戻税額控除超過額（(3)＋(5)）　⑹」及び「既取戻税額控除超過額（(17)＋(19)）　⑳」の各欄には、確定申告書等に添付された別表六（十二の三）「６」及び「20」の金額を、それぞれ記載すること。

⑶　「控除分配割合　⑾」及び「控除分配割合　㉕」の各欄には、確定申告書等に添付された別表六（十二の三）「11」及び「25」の割合を、それぞれ記載すること。

別表六（十四）の記載要領第四号及び別表六（十五）の記載要領第四号中「第５項」を「第４項」に改め、「特例）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を加える。

別表六（二十）の記載要領第１号中「第４号(3)」を「第３号及び第５号(3)」に改め、「（次号において「令和２年旧措置法」という。）」を削り、同第四号⑵中「第27条の12第13項」を「第27条の12第15項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号⑴中「第42条の12第５項第10号」を「第42条の12第６項第10号」に改め、同号⑵中「同条第５項第２号」を「同条第６項第２号」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「令和２年旧措置法第42条の12第１項」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第１項」に、「令和２年旧措置法第42条の12第２項」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第２項」に、「及び租税特別措置法第42条の12第２項」を「及び令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同号⑸から⑻までの規定中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号⑼中「租税特別措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧措置法」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「の規定」を「又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「税額控除限度額（30万円×(19)＋20万円×((20)＋(21)＋(22))）　(23)」の欄は、通算法人が租税特別措置法第42条の12第６項第１号に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）において同条第１項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、その割合及び金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

⑴　30万円に「特定新規雇用者基礎数（(3)と別表六（二十）付表「６」のうち少ない数）　(19)」の数を乗じて計算した金額に、租税特別措置法第42条の12第５項第１号イに規定する特定新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

⑵　20万円に「対象移転型特定新規雇用者数（(19)と別表六（二十）付表「７」のうち少ない数）　(20)」の数を乗じて計算した金額に、租税特別措置法第42条の12第５項第１号ロに規定する移転型特定新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

⑶　20万円に「非新規基準雇用者数（別表六（二十）付表「12」）　(21)」の数及び「対象移転型非新規基準雇用者数（別表六（二十）付表「13」）　(22)」の数の合計数を乗じて計算した金額に、租税特別措置法第42条の12第５項第２号に規定する割合を乗じて計算した金額

別表六（二十）付表の記載要領第二号中「第42条の12第５項第８号」を「第42条の12第６項第８号」に改める。

別表六（二十）の表を次のように改める。